

ベトナム人技術者紹介基本契約書

求人者（以下、「甲」という。）とジェイビス株式会社（以下、「乙」という。）とは、甲からの依頼に基づき乙が甲に行うベトナム人技術者（以下、「技術者」という。）の紹介に関して、以下の通り契約を締結する。

第1条 （目的）

甲は乙に対し、甲の必要とする人材の採用の為、技術者の紹介を依頼するものとする。

第2条 （紹介の内容）

1. 甲が依頼した人材求人情報に基づき、乙は該当する技術者候補を求め、技術者に対するコンサルティングを実施した上で、適切と判断した技術者を甲に紹介する。
2. 甲は乙に対し、前項の求人の依頼にあたって、職業安定法第5条の3第2項に定める労働条件を文章で明示して紹介を行うものとする。

第3条 （採用選考）

甲は、乙が前条により紹介した技術者を自ら選考の上、適当と認めた場合には、求人条件等に基づき採用する。この場合、乙は甲に必要なアドバイスをを行い、その他の採用選考の支援を行うものとする。

第4条 （紹介手数料）

1. 本業務の対価は成功報酬とする。甲は、乙から紹介を受けた技術者を採用決定した場合、技術者の理論年収に対し下記の基準に相当する金額を手数料として乙に支払う。但し、手数料には消費税額を含まないものとし、甲は手数料にかかる法定の消費税を乙に支払うものとする。

記

・ベトナム国内からの技術者採用の場合

- a. 新卒採用の場合・・・技術者の理論年収の20%
- b. 中途採用の場合・・・技術者の理論年収の25%

・日本国内からの技術者採用の場合

- c. 新卒採用の場合・・・技術者の理論年収の25%
- d. 中途採用の場合・・・技術者の理論年収の30%

* 中途人材の基準は、企業経験が1年以上、且つ日本語検定においてN3相当以上の場合とする。

2. 前項に規定する理論年収は、以下の計算式により算出する。

理論年収＝（月額固定給×12ヵ月）＋（賞与算定基準額×前年度実績賞与支給月数）

※月額固定給＝基本給＋諸手当（役職手当、住宅手当、家族手当など）

上記諸手当に於いて、超過勤務手当（残業手当）は含まない。

3. 前項の規定に拘らず、採用決定者の給与体系が年俸制である場合には、当該採用決定者における初年度の年俸額をもって理論年収とする。
4. 手数料は、乙が技術者を甲へ配属した月の翌月末日までに、乙が指定する銀行口座に甲の費用負担で振り込み送金して支払う。乙は、甲へ技術者を配属後、速やかに請求書を甲に送付するものとする。
6. 甲は、乙から紹介を受けた技術者を採用決定後にキャンセルした場合、乙に対して10万円をキャンセル料として支払う。但し、入国管理局での審査の結果、止むを得ずビザが発給されなかった場合、キャンセル料の支払いは発生しない。

第5条 （手数料の内訳）

手数料の内訳については、下記の通りとする。

1. 求人を受け付ける際の事務費用
2. 人材紹介成功報酬
3. 日本語研修費
4. 技術者入国時の交通費等
5. 技術者入国時の諸手続等
6. （ベトナムからご採用の場合）在留資格認定証明書申請費用
7. （留学生の場合）在留資格変更申請費用
8. （国内転職者の場合）転職後、一度目の在留資格更新申請費用または、就労資格証明書申請費用
9. 技術者配属費用

第6条 （保証）

乙から紹介を受けた技術者が甲において就労を開始した日から起算して3箇月未満に甲の技術者に対する処遇や、契約内容と労働条件の不一致等甲の責めに帰すべき事由によらず、専ら技術者の都合で甲を退職した場合、乙は、甲から受領した技術者の紹介の手数料を下記の基準に応じて技術者の退職月の翌月末日までに甲の指定する銀行口座に乙の費用負担で振込送金して支払う。

記

就労期間1箇月未満・・・・・・・・手数料の80%

就労期間1箇月以上2箇月未満・・・同　50%

就労期間2箇月以上3箇月未満・・・同　20%

但し、その名目上もしくは形式上の理由に関わらず、退職等が、甲の内定者に対する処遇、その他の労働条件が就労時の労働契約の内容と実際には著しく異なる事に起因する場合、または、甲の技術者に対する法令違反行為に起因する場合はこの限りでない。

第7条 （法令の遵守）

甲及び乙は、本契約の履行に伴う人材の紹介及び受け入れに当たっては、職業安定法及びその他関係法令に規定する事項を遵守しなければならない。

第8条 （機密事項及び個人情報の守秘義務）

甲及び乙は、本業務の遂行に関して得られた甲の会社に関する機密事項及び乙が紹介した人材（採用に至らなかった者を含む）に関する個人情報を正当な理由なく第三者に漏洩することを禁止し、相互に守秘義務を負うものとする。

第9条 （協議）

甲及び乙は、この契約に定めのない事項又は解釈上の疑義を生じた場合、甲、乙協議の上、決定するものとする。

第10条 （管轄裁判所）

本契約に関する訴訟については、大阪地方裁判所を第一審管轄裁判所とする。

第11条 （契約期間）

本契約の有効期間は契約締結日より1年間とする。ただし、契約期間満了の1ヶ月前に甲又は乙のいずれか一方から文書による申し出がない場合、引き続き1年間継続するものとする。

以上、本契約締結の証として本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通保有する。

令和 年 月 日

甲

乙 ジェイビス株式会社

大阪市西区立売堀2丁目4番19号 日東ビル

代表取締役 仲 恭弘 印

有料職業紹介事業許可番号：27ーユー300896